

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Dissolution
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Telecommunications Advancement Organization of Japan	04/01/2004
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory
Street Address:	2-1, Nukui-kitamachi 4-chome, Koganei-shi
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7305033
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)659-1559
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	2026596960
Email:	jledbetter@dickinsonwright.com
Correspondent Name:	James E Ledbetter
Address Line 1:	1875 Eye Street, NW
Address Line 2:	SUITE 1200
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20006
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	008638-03102
NAME OF SUBMITTER:	James E. Ledbetter
Total Attachments: 7 source=Dissolution#page1.tif source=Dissolution#page2.tif source=Dissolution#page3.tif source=Dissolution#page4.tif source=Dissolution#page5.tif	

OP \$40.00 7305033

source=Dissolution#page6.tif
source=Dissolution#page7.tif

閉鎖事項全部証明書

東京都港区芝二丁目31番19号
 通信・放送機構
 会社法人等番号 0104-05-002446

名 称	通信・放送機構	
主たる事務所	東京都港区芝二丁目31番19号	
法人成立の年月日	昭和54年8月13日	
役員に関する事項	東京都練馬区立野町35番5号 理事長 白 井 太	平成10年 6月22日就任
資本金	<u>金2763億5701万7000円</u>	
	<u>金2729億7439万1000円</u> 平成11年12月28日変更	平成11年12月28日登記
	<u>金2695億9176万5000円</u> 平成12年 2月29日変更	平成12年 2月29日登記
	<u>金2695億8676万5000円</u> 平成12年 3月31日変更	平成12年 4月 4日登記
	<u>金2722億780万4000円</u> 平成12年 4月10日変更	平成12年 4月11日登記
	<u>金3010億4476万2000円</u> 平成12年 4月19日変更	平成12年 4月19日登記
	<u>金3208億1218万5000円</u> 平成12年 5月11日変更	平成12年 5月12日登記
	<u>金3208億5418万5000円</u> 平成12年 5月22日変更	平成12年 5月22日登記
	<u>金4277億1768万円</u> 平成15年 1月10日変更	平成15年 1月10日登記
	<u>金4319億1768万円</u> 平成15年 3月14日変更	平成15年 3月14日登記
	<u>金4352億7168万円</u> 平成15年 5月22日変更	平成15年 5月22日登記
	<u>金4392億7168万円</u> 平成15年 9月 1日変更	平成15年 9月 5日登記

東京都港区芝二丁目31番19号
 通信・放送機構
 会社法人等番号 0104-05-002446

	<p>金4587億937万9413円 平成15年11月7日変更 平成15年11月11日登記</p>
	<p>金4618億5937万9413円 平成16年1月26日変更 平成16年1月30日登記</p>
	<p>金4650億8637万9413円 平成16年3月26日変更 平成16年3月26日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年10月4日移記</p>
	<p>独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年法律第134号）附則第3条第1項による解散 平成16年4月1日登記 平成16年4月1日閉鎖</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

（東京法務局港出張所管轄）

平成19年12月18日

東京法務局府中支局

登記官

浅山登



EXTRACTED TRANSLATION

CERTIFICATE OF ALL ITEMS ON CLOSED MATTER

31-19, Shiba 2-chome, Minato-ku, Tokyo

Telecommunications Advancement Organization of Japan

Corporation Number: (0104) 05-002446

Name of the Corporation Etc.	Telecommunications Advancement Organization of Japan	
Address of Principal Office	31-19, Shiba 2-chome, Minato-ku, Tokyo	
Incorporation Date	August 13 th , 1979(Showa 54)	
Matters pertaining to Officers	35-5, Tateno-cho, Nerima-ku, Tokyo Futoshi Shirai, President	Date of the assumption of an office: June 22 nd , 1998 (Heisei 10)
Stated Capital	"OMITTED"	

31-19, Shiba 2-chome, Minato-ku, Tokyo

Telecommunications Advancement Organization of Japan

Corporation Number: (0104) 05-002446

Stated Capital	"OMITTED"
Matters pertaining to Registered Records	Registration transferred as of October 4th, 1999(Heisei 11) pursuant to Item 3 of the Supplementary Provisions to the Ministry of Justice Ordinance No.15 of 1989(Heisei 1).
	Dissolution pursuant to Article 3, Item 1 of the Act Partially Revising the Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory Act (Law No. 134 of 2002(Heisei 14)) Dissolution registration date: April 1 st , 2004(Heisei 16) Closure date: April 1 st , 2004(Heisei 16)

This instrument is to certify the foregoing items are all the registered items in the registry concerning the closed matter.

(Under the jurisdiction of Tokyo Legal Affairs Bureau Minato District Office)

December 18th, 2007(Heisei 19)

(Seal)REGISTRAR AT TOKYO LEGAL AFFAIRS
BUREAU FUCHU BRANCH OFFICE

Tokyo Legal Affairs Bureau Fuchu Branch Office

Registrar

Noboru Asayama

独立行政法人情報通信研究機構法
(平成十一年十二月二十二日法律第百六十二号)

最終改正:平成一九年六月一三日法律第八五号

(最終改正までの未施行法令)

平成十八年十二月十五日法律第百九号 (未施行)

平成十九年六月十三日法律第八十五号 (未施行)

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十三条)

第三章 業務等(第十四条—第二十条)

第四章 雑則(第二十一条—第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人情報通信研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。)に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。
- 二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報通信研究機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、情報の電磁的流通(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。)及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資(受信対策基金に係る出資を除く。)及び受信対策基金に係る出資」と、第二十二条第一項第七号中「第十四条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」と、第二十六条第一号中「第十四条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」とする。

(過料)

第十七条 附則第十四条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から附則第七条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人情報通信研究機構への移行)

第二条 独立行政法人通信総合研究所(附則第五条において「研究所」という。)は、この法律の施行の時に、独立行政法人情報通信研究機構(以下「研究機構」という。)となるものとする。

(通信・放送機構の解散等)

第三条 通信・放送機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に研究機構が承継する。

2 前項の規定による承継の際現に通信・放送機構が有する資産であって次に掲げるものは、この法律の施行の時に国が承継する。

一 附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「旧通信・放送機構法」という。)第三十三条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

二 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

三 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第九条に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。)附則第九条に規定する通信・放送承継勘定(以下「旧通信・放送承継勘定」という。)に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

五 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する衛星所有勘定に属する残余財産

六 附則第十六条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第五十六条の五第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に属する残余財産

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 通信・放送機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計

EXTRACTED TRANSLATION

National Institute of Information and Communications Technology Act (Act No. 162 of December 22, 1999)

Chapter 1 General Provisions (Articles 1 to 8)

Chapter 2 Officers and Staff (Articles 9 to 13)

Chapter 3 Operations, Etc. (Articles 14 to 20)

Chapter 4 Miscellaneous Provisions (Articles 21 to 23)

Chapter 5 Penal Provisions (Articles 24 to 26)

Supplementary Provisions

Extracts from the Supplementary Provisions (Act No. 134 of December 6, 2002)

Article 1 (Effective Date)

This Act shall come into effect as from the first day of April in the year of 2004, provided, however, that the provisions under Articles 3, 4, and 12 thereof shall come into effect as from the day of promulgation thereof.

Article 2 (Transfer to the National Institute of Information and Communications Technology)

The Incorporated Administrative Agency Communications Research Laboratory (hereinafter referred to as the "Laboratory") shall be reorganized into the National Institute of Information and Communications Technology (hereinafter referred to as the "Institute") as at the promulgation hereof.

Article 3 (Dissolution, Etc. of Telecommunications Advancement Organization of Japan)

(1) The Telecommunications Advancement Organization of Japan shall be dissolved as at the promulgation hereof, whereupon all the assets thereof, exclusive of such assets that are to be taken over by the National Government, and liabilities thereof shall be taken over by the Institute pursuant to the provision of the following items under this Article.